

回 答 書

I 高齢者の聞こえの支援対策について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1、箱型補聴器（ヒアリンググループ受信機能付）の現物給付を行うべきではないか。</p> <p>現在、「障がい福祉センターあしすと」でお試し器として使っているものは40～60 dB未満で低価格だ（50～100台まとめて契約すれば11,000円程度で購入できる）。個人への調整についても言語聴覚士のサポートがあれば充分対応できる。また、給付額との差金で言語聴覚士を雇用して、区内各地の「出張聞こえ相談」を行い、聞こえの相談に行きたくても行けない、言語聴覚士のサポートを受けられない人に対応することも行うべきだ。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>本来、補聴器は精密な医療機器であり、本人の聴力に合わせるための調整が重要です。現物支給では対象機器も限られ、本人の聴力に合わせるための調整が難しい場合もあり、調整がうまくいかないと補聴器が使用されない事態も想定されます。</p> <p>したがいまして、箱型補聴器の現物支給は考えておりません。</p> <p>また、出張相談については、出張先に防音室の確保や検査機器の設置ができないため、現在実施しているきこえの相談レベルを維持することは困難です。そのため、従来どおり来所による丁寧な相談を基本としたサービス提供を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進室 高齢福祉課、 障がい福祉推進室 障がい福祉センター）</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2、「聞こえの手帳」を発行し、補聴器を購入したお店または「障がい福祉センターあしすと」で4週間継続して調整することを義務づけるべきではないか。</p> <p>板橋区では今年度から「アフターケア証明書」により、認定補聴器技能者のいる補聴器販売店で4週間継続して調整することを義務づけた。いわゆる「聞こえの手帳」だ。手帳を発行し、調整を続けることで、補聴器で「聞こえ」を実感出来る。使い続けるためには段階を踏んで装用に慣れること、調整を重ねることが欠かせないので、「補聴器を購入しても使わない」ということがなくなる。足立区でもこの様な「聞こえの手帳」を発行すべきだ。</p>

<p>回 答 ②</p>	<p>いわゆる「聞こえの手帳」を発行し、補聴器販売店における購入後の再調整を義務付けることは、助成金支給に時間を要することや、補聴器購入が認定補聴器技能者のいる補聴器専門店に限られてしまうなどの課題もあり、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>なお、補聴器を継続してご利用いただけるよう、今後も引き続き障がい福祉センターあしすとの聞こえの相談や、補聴器購入店でのアフターケアをご案内してまいります。</p> <p>(担当所管：高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3、補聴器購入費用助成制度を認知症対策として位置づけ、高齢者生活実態調査を行うべきではないか。</p> <p>練馬区は補聴器購入費用助成制度を認知症対策として位置づけ、高齢者生活実態調査で聞こえの状態、補聴器の使用状況、補聴器を持っていない理由などのアンケートを行った。区も「高齢者に対して練馬区のアンケートの内容をよく研究して検討していきたい」とした。今後、介護保険改定に向けての高齢者実態調査に聞こえに関する項目を設けるなどして高齢者の聞こえに関する実態を把握するべきだ。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定に向けて、令和4年11月実施予定の高齢者実態調査において、どのような調査項目を設けるか、ご提案の内容も含め、検討を行ってまいります。</p> <p>(担当所管：高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4、東京都の包括補助事業の目的を明確に認知症対策に位置付け、都でも現物支給を行い、「認知症発症予防」の研究を行うことを求めるべきではないか。</p> <p>兵庫県はコロナ禍の中の高齢者の社会参加状況調査として、国の補助を受けて、県独自の補聴器補助2万円を一年後の社会参加に関するアンケート回答後に給付、募集規模は400人というモデル事業を実現した。</p> <p>東京都の「包括補助事業」は事務的で認知症対策が明確ではない中で、兵庫県はコロナ禍で高齢者の社会参加活動が低下していることをふまえ、国への制度提案の一助とするため、補聴器装用のニーズや社会参加活動の状況などを把握すると事業目的を説明している。このモデル事業は社会参加の促進状況を把握するということは認知症予防につながるものとして高く評価できる。</p> <p>区も東京都に補助金の目的を認知症対策に位置付け、現物支給を行い社会参加で「認知症発症予防」の研究を行うことを求めること。</p>

<p>回 答</p> <p>④</p>	<p>補聴器の助成に関して、他区の事例では、認知症対策としてではなく、主として加齢性難聴対策として実施されているところでは、</p> <p>加齢性難聴は、徐々に聴力機能が低下することから、コミュニケーション不足や閉じこもりにより、フレイル状態になり、認知機能の低下につながることもあります。</p> <p>しかしながら、現時点では、区においてどのような取組みが認知症対策に有効か見極めができていない状況にあることから、都に「認知症発症予防」の研究を行うことを求める予定はありません。</p> <p>(担当所管：高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課)</p>
<p>質問の要旨</p> <p>⑤</p>	<p>5 「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かし、聞こえの相談データの活用を厚生労働省に求めるべきではないか。</p> <p>現在厚生労働省は「認知症発症予防への補聴器使用効果研究」に力をいれはじめた。しかし厚生労働省や国立長寿医療センターなどは東京 23 区における補聴器支給（購入補助）には全く着目していない。例えば江東区 5,000 人、新宿区 2,000 人、足立区 1,000 人など、補聴器を使い始めた高齢難聴者の名簿が存在する。</p> <p>この人たちに協力をお願いし、聴力検査やMRI 検査、認知症検診を含めた健康診断、補聴器使用履歴の調査などを行えば、認知症発症予防研究に大きく貢献できるはずだ。</p> <p>厚生労働省が取り組み始めている研究では「認知症発症予防への補聴器使用効果研究」では難聴者を募り、二つのグループを作り、半数に補聴器を貸与、半数は補聴器未使用で 3～5 年かけて、経過を観察する手法だ。こういうことを始めようとする側から見れば 23 区における補聴器支給（購入補助）制度受給者の協力が得られれば、すぐさま分析結果を得られることになる。</p> <p>ましてや足立区の「障がい福祉センターあしすと」の 15 年前からの聞こえの相談者数のデータは大変な価値があるものだ。区はこの積み重ねてきた宝のデータをまとめることを検討するとしている。「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かすということは、まとめたデータを厚生労働省の「認知症発症予防への補聴器使用効果」の研究の一つとして、厚生労働省に提出し補助金を受け、その補助金を使って「障がい福祉センターあしすと」聞こえの相談者の健康診断（希望者には認知症検診）の実施や、必要な高齢者には新たな補聴器を使ってもらうなど更に研究を進めるべきだ。ぜひ前向きに検討すべきと考える。</p>
<p>回 答</p> <p>⑤</p>	<p>認知機能と補聴器使用効果の検証を進めていくためには、聞こえの相談において、認知症の診断をはじめ、補聴器使用前と継続使用後の認知状況の変化などを正確に把握していく必要があり、現状の聞こえの相談事業の範疇を大きく超える内容となることから、現時点では聞こえの相談データの活用を厚生労働省に求める予定はありません。</p> <p>(障がい福祉推進室 障がい福祉センター)</p>

II 補助 255 号線及び西新井公園の計画について	
質問の要旨 ①	1、西新井公園の整備により「快適でみどりに囲まれたまちを目指します」と計画にあり、ここは大地震の時の広域避難場所として考えられている。確かに広域避難場所は大事であるが、そのために今住んでいる住民を追い出してまで作る必要があるのか。
回答 ①	<p>令和3年度に策定したまちづくり構想では、西新井公園の実現により「災害に強く安心して暮らせるまち」「快適でみどりに囲まれたまち」「便利で活気溢れるまち」を目指すと定めています。</p> <p>策定に際し、令和元年に基礎調査のアンケート、令和3年度に地権者説明会、個別相談会を経て、まちづくり構想(案)を作成し、構想(案)の説明会、説明動画の公開やアンケートを実施することで、地権者のご意見をいただき反映しています。</p> <p>まちづくり構想の実現には西新井公園の整備が必要であり、整備のための用地取得については、追い出すのではなく、関係権利者へ丁寧に説明を行い、ご理解いただいたうえで生活再建の補償費や土地の売買にかかる契約を締結し、お引越しいただくよう努めてまいります。</p> <p>(担当所管：市街地整備室 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課)</p>
質問の要旨 ②	2、戦後直後に計画された道路や公園計画は、現在住んでいる住民の生活様式に馴染まないのではないかと。住んでいる住民の声をもっと聞いて、住民の望む計画にするべきではないかと。
回答 ②	<p>現在の西新井公園周辺は、昭和17年1月に10.9haの広さで防空中緑地として決定されておりました。その後、昭和32年に5.6haで都市計画公園として都市計画決定され、さらに、整備に要する時間を短縮するために3.5haに面積を縮小する都市計画変更を、令和7年度に実施する予定です。</p> <p>このような面積の縮小による公園の早期実現や道路の必要性について記載したまちづくり構想は、令和3年9月30日から10月31日までの間に梅島三丁目の住民等を対象にアンケートを行い、78%の賛同を得ました。</p> <p>今後も、梅島三丁目の住民等のご意見を聴きながら、事業を進めてまいります。</p> <p>(担当所管：市街地整備室 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課)</p>
質問の要旨 ③	3、「まちづくり構想(案)」では「便利施設や交通広場等の機能が不十分」として「便利で活気あふれるまちを目指します」とある。どこの地域でもコロナ禍が追い打ちをかけて活気が無い。「便利で活気あるまち」とはどのようなものを考えているのか。

<p>回 答 ③</p>	<p>まちづくり構想では、次の3点により便利で活気あふれるまちを目指すための方向性としています。</p> <p>① 西新井公園の整備により、「憩い」「交流」「賑わい」等に資する魅力ある空間を創出します。</p> <p>② 補助第255号線沿道では、土地の高度利用を誘導し、商業・業務施設等によるまち並みを形成します。</p> <p>③ 西新井駅周辺では商業施設等の誘導や交通広場の整備、梅島駅周辺では店舗等の誘導を図ります。</p> <p>今後はより具体的な計画等を策定していくため、関係権利者に丁寧にご説明しご理解をいただいております。</p> <p>(担当所管：市街地整備室 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4、昨年1月に品川地域で問題になっている「補助29号線」の裁判の中で「都の延焼遮断帯構想には専門家の意見が反映されておらず、都提出の延焼シミュレーションでは飛び火の影響や気象条件が考えられていない」と元都職員の建設関係の専門家は提言している。このことについてどう考えるのか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>他区の裁判中のやり取りに対してのコメントは、差し控えさせていただきます。</p> <p>今後の動向を注視いたします。</p> <p>(担当所管：市街地整備室 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課)</p>
<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>5、住民の意見も十分聞かず、多くの住民を住み慣れた地域から「追い出す」この「まちづくり構想」はコロナ禍の中で急ぐ事業ではない。計画を凍結するべきではないか。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>令和3年度に策定したまちづくり構想は、策定に際し、令和元年に基礎調査のアンケート、令和3年度に地権者説明会、個別相談会を経て、まちづくり構想(案)を作成し、構想(案)の説明会、説明動画の公開やアンケートを実施することで、地権者のご意見をいただき反映しています。</p> <p>梅島三丁目の住民等を対象に行ったまちづくり構想(案)のアンケートでは、78%の賛同を得ました。</p> <p>これからも、関係権利者へ丁寧にご説明を行い、ご理解をいただきながら事業に取り組んでまいりますので、計画の凍結はいたしません。</p> <p>(担当所管：市街地整備室 まちづくり課、中部地区まちづくり担当課)</p>